

郵政民営化関連法律案の再提出に当たって（案）  
（前回提出法案からの修正点）

1 民営化実施スケジュールの半年延期

法案成立の遅れに伴い、システム開発の作業期間を確保するため、民営化の実施スケジュールを延期する。

民営化実施時期：平成 19 年 4 月 1 日 平成 19 年 10 月 1 日

最終的な民営化実現時期：平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 10 月 1 日（移行期間は 10 年のまま）

システム対応上問題がある場合に民営化の実施時期を延期するか否か（危機対応措置）の判断時期：平成 18 年 9 月 平成 19 年 3 月

スケジュールの延期に伴い、所要の規定を設ける。

（例．平成 19 年度の公社の役員任期、中期経営計画）

民営化に向けた準備を速やかに進めるため、準備期間のスケジュール（推進本部及び民営化委員会の設置、日本郵政株式会社（準備企画会社）の設立、公社の国際物流進出）については、変更しない。

2 衆議院修正の反映

前回提出法案で衆議院で修正された事項について、法案に盛り込む。

民営化委員会による「検証」「見直し」  
株式の連続的保有のため、郵便貯金銀行、郵便保険会社の定款に  
議決権の行使に関する事項を規定  
社会・地域貢献基金の 1 兆円を超える積立て  
郵便局会社の業務範囲に銀行業、生命保険業の代理業務を例示

等

3 その他技術的修正

上記 1、2 に伴う条項番号の整序、通常国会で成立した法律の反映（例．法律番号順による整序）など、所要の技術的修正を行う。